

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2021 年 10 月 29 日

【発行者の名称】

株式会社やまぜんホームズ
(YAMAZEN HOMES CO., LTD.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 兼 最高経営責任者 前野 一馬

【本店の所在の場所】

三重県桑名市多度町下野代 900 番地

【電話番号】

(0594)48-5224 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役副社長執行役員 澤田 博明

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の住所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
株式会社やまぜんホームズ
<https://www.yamazen-homes.com/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【公表されるホームページのアドレス】

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所

金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 (単体)	第18期 (単体)	第19期 (連結)
決算年月	2019年 7 月	2020年 7 月	2021年 7 月
売上高 (千円)	6,710,233	6,360,184	6,027,054
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△85,512	18,830	22,763
当期純利益又は当期純損失 (△) もしくは親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	△109,648	17,469	5,328
包括利益 (千円)	—	—	5,328
資本金 (千円)	57,500	57,500	57,500
発行済株式総数 (株)	1,610,000	1,610,000	1,610,000
純資産額 (千円)	372,376	389,846	372,597
総資産額 (千円)	3,218,804	3,938,062	4,537,767
1株当たり純資産額 (円)	231.28	242.14	231.43
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	△68.10	10.85	3.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	11.6	9.9	8.2
自己資本利益率 (%)	—	4.5	1.4
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	103,690	△160,266	△292,986
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△88,048	△298,721	△111,502
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△216,305	1,027,992	503,100
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	193,564	762,568	866,651
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	171 (125)	177 (143)	181 (104)

(注) 1. 当社は第 19 期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については個別財務諸表に基づいて記載しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第17期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
5. 株価収益率について、取引実績がなく株価算定できないため、記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
8. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第17期の期首から適用しております。
9. 第18期より、従来、売上高として計上していた外注協力金を売上原価のマイナスとして処理する方法に変更しており、第17期については当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

2【沿革】

当社の前身は1978年12月に前野一馬が個人営業にて建築リフォーム業を目的として創業した「やまぜん開発（個人事業）」であります。その後、1987年4月に株式会社やまぜん開発（以下「㈱やまぜん開発」）を設立し、一般建築、土木、不動産、建売住宅へと事業を拡大。注文住宅のノウハウを学んだ後、注文住宅が事業の中核事業となったことから、さらなる事業拡大を目的として当社を設立しました。

当社を含めた当社の沿革は以下のとおりです。

年月	事項
2003年6月	㈱やまぜんホームを資本金10,000千円で設立
2003年9月	㈱やまぜんホームから、㈱やまぜんホームズへ商号変更
2003年10月	一般建設業許可取得
2007年2月	宅地建物取引業免許取得
2007年8月	一級建築士事務所登録
2012年4月	介護事業部を開設
2012年12月	愛知県みよし市に愛知営業所(Yesta!愛知)を開設
2013年5月	三重県鈴鹿市に鈴鹿営業所(Yesta!鈴鹿)を開設
2013年8月	岐阜県大垣市の大垣中日ハウジングセンター内に大垣展示場を開設
2014年3月	三重県桑名市多度町にグループホーム「マミーハウス介護センター」を開設
2015年4月	三重県津市の中日新聞津ハウジングセンター内に津展示場を開設
2015年11月	三重県桑名市の中日新聞桑名ハウジングセンター内に桑名展示場を開設
2016年3月	㈱やまぜんホームズが株式会社ハウズドゥとフランチャイズ加盟契約を締結
2016年5月	㈱Inspire Japanを㈱やまぜんホームズが吸収合併。当社に飲食事業部を新設
2016年9月	三重県津市に津営業所(Yesta!津)を開設
2016年11月	三重県四日市市に「ハウズドゥ!家・不動産買取四日市松本街道店」を開設、「ハウズドゥ!四日市松本街道店」を開設(㈱アプロワールドが運営)
2017年1月	滋賀県湖南市に湖南営業所(Yesta!コナン)を開設
2017年3月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market(証券コード:1440)へ株式上場
2017年10月	愛知県半田市のナゴヤハウジングセンター半田会場内に半田展示場を開設
2017年11月	三重県明和町の中日新聞伊勢・明和ハウジングセンター内に伊勢・明和展示場を開設
2018年1月	愛知県名古屋市中区に名古屋本社を開設
2018年10月	三重県名張市のABCハウジング名張住宅公園内に名張展示場を開設
2019年1月	滋賀県草津市のABCハウジング草津住宅公園内に草津展示場を開設
2020年3月	滋賀県彦根市の彦根ベルロード住宅博内に彦根展示場を開設
2020年5月	黒川東展示場を春日井展示場に移転リニューアル
2020年5月	鈴鹿ショールームを鈴鹿展示場に移転リニューアル
2020年7月	三重県鈴鹿市にユニテハウス鈴鹿を開設

3【事業の内容】

当社グループは、『住む事と食べる事による幸せ作りを通じて社会貢献する』を企業理念として掲げております。また、経営方針として下記5条を掲げております。

- ・ お客様へ喜びと満足を提供します
- ・ 時代、環境に変化に即応します
- ・ 社員の個性、能力を活かし、やりがいのある会社を実現します
- ・ 地域で存在感のある、信頼される会社を目指します
- ・ 適正利益と適正規模でバランス経営を目指します

その中で、当社グループの主力事業である「戸建住宅事業」は「十年先もお宅でお会いしましょう」という事業理念を掲げて、お客様との信頼関係を大切にする営業を展開し、お客様目線での住宅の提供をしています。また、「飲食事業」は、戸建住宅事業との相乗効果を図りながら健康な食生活の提供をめざしサービスを提供しております。「介護事業」は、主にグループホーム等の介護施設の運営を行なっております。

なお、セグメントとの関連は次のとおりであります。

セグメント	区分	事業内容
戸建住宅事業	(1) 注文住宅業務	注文住宅の企画、設計、販売、施工、監理
	(2) 分譲住宅業務	新築分譲住宅の施工、販売
	(3) 不動産開発・販売業務	住宅用土地等の販売
飲食事業	(1) 自社店舗運営業務	和食店舗等の運営
介護事業	(1) 介護施設運営業務	グループホーム等の運営

<戸建住宅事業>

当社グループは東海3県(愛知県・岐阜県・三重県)と湖南省(滋賀県)を主たる商圈とし、注文住宅の企画、設計、販売を中心に事業を展開しております。それらの地域における注文・分譲住宅の販売棟数は、創業以来、期末日現在で約2,200棟の実績があります。

(1) 注文住宅業務

当社グループの注文住宅は、お客様のライフスタイルや価値観に合わせて、コンセプト別に企画商品を提供しているのが特徴です。

①わかりやすい価格と品質をコンセプトとした商品 ～ 安心オーダー ～

「選べる楽しさとフリープランの住まい」をコンセプトとした当社グループの主力商品です。基本プラン延べ面積 32 坪範囲内なら間取りを自由に設計でき、カーテンや照明、オール電化の設備等を含む建物全体の販売価格が 1,680 万円(税別、付帯工事費含む)のプランです。一般的に注文住宅では、標準仕様と金額を提示されますが、お客様の希望により設計変更やオプションを追加した場合等はそれに応じた料金が発生し、希望予算をオーバーしてしまうこともあります。注文住宅では、非常に多くの設計や仕様をお客様自身で決める必要があるため選択肢が複雑化し、悩まれるお客様も多くいらっしゃいます。当社グループの「安心オーダー」は、このような注文住宅のわかりにくい部分である価格設定等を気にせずにプランニングできる、明朗明解さが特徴となっております。また、このプランには耐久性能、耐震・耐火性能、省エネ性能に優れた工法を選択できるオプションプランもあることで、多様なお客様のニーズに対応できる強みがあります。

②営業所の展開

春日井市、半田市(いずれも愛知県)、大垣市(岐阜県)、桑名市、津市、名張市、鈴鹿市、明和町(いずれも三重県)、草津市、彦根市(滋賀県)の 10 箇所のハウジングセンターに展示場をオープンしております。また、「家づくりのことがもっと知りたい」、「土地のこと、ローンのことなどを相談したい」というお客様のニーズに応えるため、桑名市、津市(いずれも三重県)、愛知県みよし市、滋賀県湖南省に営業所「Yesta! ショールーム」を開設しております。

お客様の満足度向上を図るため、住宅の引渡し後に5回の無料点検(3ヶ月、1年、2年、5年、10年)

を実施するほか、年1回のお客様感謝祭を開催しております。

Yesta！本社ショールーム (三重県桑名市)	半田展示場 (愛知県半田市)	伊勢・明和展示場 (三重県明和町)	名古屋本社 (名古屋市中区)
			

(2)分譲住宅業務

当社グループの分譲住宅業務は、当社で分譲用地を仕入れ、お客様に分譲住宅及び建築条件付宅地の販売を行っております。

(3)不動産開発・販売業務

当社グループの不動産開発・販売業務は、店舗用地・工場用地・倉庫用地・ロードサイド店舗等の居抜物件・分譲マンション用地・テナント用地等の事業用地等仕入とコンサルティング等、不動産の仲介業務も行っております。

<飲食事業>

当社グループは、戸建住宅事業との相乗効果を図りながら健康な生活を送るため、三重県・岐阜県に自社ブランド店3店舗の運営を行っております。

自社ブランドとして、各種懐石料理を提供する「宙乃台所(そらのだいどころ)」をいなべ市(三重県)、海津市(岐阜県)で2店、また各種うなぎ料理を提供する「だるまうなぎ」を桑名市(三重県)で1店舗展開しております。

宙乃台所大安店
(三重県いなべ市)



宙乃台所海津店
(岐阜県海津市)



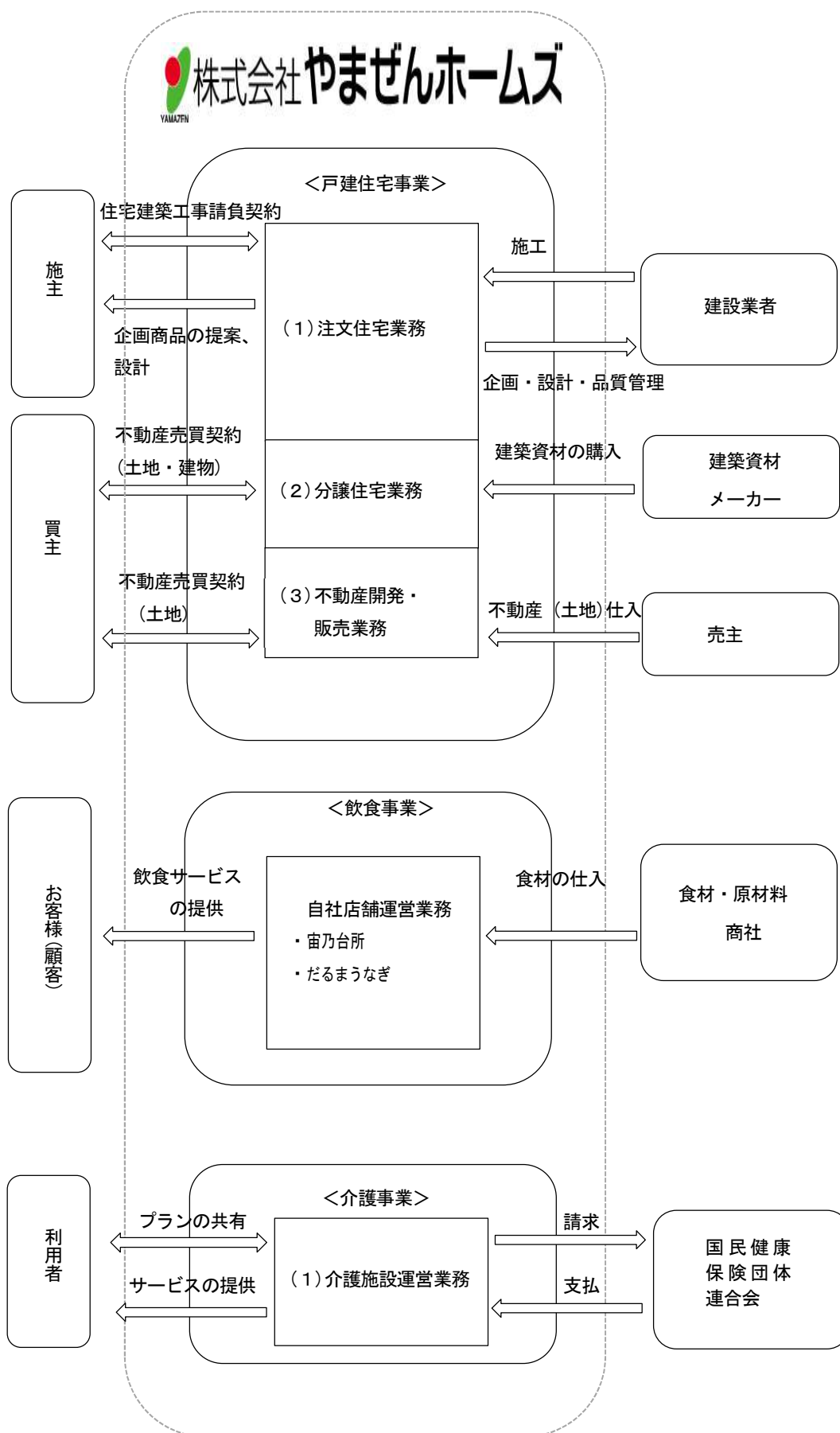
だるまうなぎ多度本店
(三重県桑名市)



<介護事業>

介護事業として、主に介護施設運営業務を行っております。当社グループでは認知症対応型・共同生活介護施設として「マミーハウス介護センター」(三重県桑名市)、「グループホームつばめ」(三重県三重郡川越町)、「グループホームゆのやま」(三重県三重郡菰野町)の3施設を運営しています。

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	重要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合	関係内容
(子会社) (株)アプロワールド	三重県桑名市	10,000 千円	戸建住宅事業 (不動産売買仲介)	100%	不動産取引媒介 役員兼任 1 名

- (注) 1. 「主な事業の内容」欄にはセグメントの名称を記載しています。
2. (株)アプロワールドは、重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
3. (株)アプロワールドは、2021 年 7 月末時点で 60,665 千円の債務超過となっております。
4. (株)アプロワールドは、特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(2)連結会社の状況

セグメントの名称	従業員数(名)
戸建住宅事業	127(14)
飲食事業	14(62)
介護事業	31(24)
全社(共通)	9(4)
合計	181(104)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員(1日8時間)を()外数で記載しております。

(2)提出会社の状況

2021年 7 月 31 日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
180(104)	39歳2ヶ月	4 年 9 ヶ月	4,944

セグメントの名称	従業員数(名)
戸建住宅事業	126(14)
飲食事業	14(62)
介護事業	31(24)
全社(共通)	9(4)
合計	180(104)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員(1日8時間)を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きがつづいているものの、一部で弱さが増してきています。先行きにつきましては、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、感染症の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要があります。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要もあります。

このような経済情勢の中で当社グループの主力事業となる住宅建設業界におきましては、全体では減少傾向となっており、国土交通省が公表している令和2年度計（2020年4月から2021年3月）の建築着工統計調査報告（2021年4月28日公表）によりますと令和2年度の新設住宅着工戸数の全体では812,164戸で前年度比8.1%減となり、2年度連続の減少となりました。また、昨年まで5年連続で増加していた一戸建分譲住宅は、129,351戸となり前年比11.5%減となりました。

また、最新の新設住宅着工戸数の月次報告（2021年6月）におきましては、全体で76,312戸で前年同月比7.3%の増加となりました。一戸建分譲住宅におきましては、12,654戸で前年同月比8.5%増となりました。

このような状況の下で、当社グループは「住む事と食べる事による幸せ作りを通じて社会貢献する」を企業理念に掲げて、住宅事業を中心に生活の基本的な要素となる衣食住のうち、住と食に関する事業を展開しております。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的流行は未だ収束しておらず、日本国内でも2020年11月頃からの第3波により感染者が急増し、2021年1月7日には国内で2度目の緊急事態宣言が、2021年4月23日には3度目の緊急事態宣言が発令されました。また、建築用木材の供給が需要に追いつかないことによる木材価格の高騰「ウッドショック」は、住宅業界に大打撃を与えています。飲食業界におきましては、非常事態宣言及びまん延防止等重点措置による酒類の提供の制限、営業時間の制限などにより大きなマイナス影響を受けました。

これらの結果、売上高は6,027,054千円、営業利益28,943千円、経常利益22,763千円、親会社株主に帰属する当期純利益5,328千円となりました。

なお、前連結会計年度（2019年8月1日から2020年7月31日まで）の連結財務諸表を作成していないため、前連結会計年度に係る比較情報は記載しておりません。

セグメント別の業績の概要は、次のとおりであります。

<セグメント別の業績の概要>

① 戸建住宅事業

戸建住宅事業では「十年先もお宅でお会いしましょう。」を事業理念として新築から10年、20年、さらにその先まで充実のアフターサービスでご購入後もお客様を大切に、安心・安全の住まいを通じた本当のおつきあいを目指しております。毎月開催し、販売活動にも大きく寄与していた「ぱくっとまるわかりバスツアー」やオーナー様との交流の場である「オーナーズ感謝祭」等の対面型イベントが新型コロナウイルス感染症の影響で中止となる中、当連結会計年度はオンラインによる見学や商談等の新たな販売手法で、販売活動を維持してまいりました。

注文住宅事業におきましては、前連結会計年度の受注が消費税増税や新型コロナウイルス感染症の消費マインドの低下による影響で厳しい結果となった状況により当連結会計年度上半期の売上高は落ち込みましたが、税制優遇の駆け込みや新規出店等から、9月の月間最高受注40棟の実績もあり上半期の受注は上向きとなり、その結果下半期の売上高は持ち直したことによって、全期を通しての売上高も回復傾向にあります。また当連結会計年度の受注は昨年比16%増、下半期に関しては昨年比25%増となっていることから、来期の売上高が期待できる結果となっております。

分譲住宅事業におきましては、三重県北部に宅地の仕入れエリアを集中し、分譲住宅と注文住宅の集客効果を向上させ販売促進費を抑止したうえで早期物件販売につなげました。

不動産事業におきましては、コロナ禍においても一部の富裕層や事業者からは、不動産投資への積極的なニーズが継続しており、収益物件や事業用地の販売および仲介を積極的におこなってまいりました。

これらの結果、売上高合計は5,548,851千円、セグメント利益は52,776千円となりました。

② 飲食事業

飲食事業では、当連結会計年度において大安宙乃台所（三重県いなべ市）、海津宙乃台所（岐阜県海津市）、だるまうなぎ多度本店（三重県桑名市）、だるまうなぎ金城ふ頭店（名古屋市港区）の4店舗を運営致しました。だるまうなぎ金城ふ頭店は、新型コロナウイルスの感染が長期にわたることにより、インバウンド需要の回復が見込めないと判断し、2021年6月をもって閉店をいたしました。

当連結会計年度は、緊急事態宣言によって時短営業や宴会需要の縮小に伴い大型店舗である宙乃台所2店舗は特に大変厳しい状況となりましたが、テイクアウト（弁当）に積極的に取り組むことで対策を行いました。一方、だるまうなぎ多度本店は、うなぎ料理の根強い人気と地元の固定客に支えられて、時短営業を強いられる環境の中でも比較的好調な推移となりました。

これらの結果、売上高合計は266,682千円、セグメント損失は30,601千円となりました。

③ 介護事業

介護事業では、マミーハウス介護センター（三重県桑名市）、グループホームつばめ（三重県三重郡川越町）、グループホームゆのやま（三重県三重郡菰野町）の3施設を運営しております。当社グループの介護事業は、認知症対応型共同生活事業所を専業に運営しております。

当連結会計年度は、全施設でコロナ対策を徹底することに重点をおいた事業運営を行い、満床率 95%以上を維持することで安定した収益を確保しております。

これらの結果、売上高合計は 211,520 千円、セグメント利益は 6,768 千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度(自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)

当社グループは、2020 年 7 月期においては、連結財務諸表を作成していないため前期との比較については記載しておりません。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、866,651 千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は、292,986千円となりました。これは主として、販売用不動産の増加額 434,534千円、未成工事支出金の増加額90,433千円等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は111,502千円となりました。これは主として、定期預金の預入による支出55,600千円、有形固定資産の取得による支出32,826千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は、503,100 千円となりました。主に、長期借入れによる収入 750,000 千円及び長期借入金の返済による支出 228,404 千円等によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社グループが営む事業では、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績は記載しておりません。

(2)受注状況

当連結会計年度の受注状況は、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
戸建住宅事業	6,141,726	—	4,184,000	—
合計	6,141,726	—	4,184,000	—

(注) 1. 金額は販売予定価格によっております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 飲食事業及び介護事業につきましては、受注の形態をとらないため記載を省略しております。

(3)販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)	
	販売高(千円)	前期比(%)
戸建住宅事業	5,548,851	—
飲食事業	266,682	—
介護事業	211,520	—
合計	6,027,054	—

前連結会計年度(2019 年 8 月 1 日から 2020 年 7 月 31 日まで)の連結財務諸表を作成していないため、前連結会計年度数値及び前連結会計年度との比較情報は記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループがさらに成長していくために取り組む課題は以下の通りです。

(1) 主力事業である戸建住宅事業の収益体制の確立

住宅市場において新設着工戸数は減少の一途であり、当社グループの主力である注文住宅市場に注力し市場シェアを獲得することが最優先と考えます。

具体的には以下を重点課題として取り組んでまいります。

a 事業拠点の選択と集中

注文住宅市場のシェア拡大のため、主力である三重県北部の営業体制の強化を図るために、新規開設する四日市ショールームを新拠点とし三重県最大人口都市での営業強化を行います。また、これまでの総合展示場を中心とした事業所展開から、当社グループが対象とする顧客層にとって立ち寄りやすい店舗づくりのためにロードサイド店舗への転換の推進をしていきます。

b 新商品開発の推進

顧客から高評価をいただいている「安心オーダー住宅」に加え、他社に対して圧倒的差別化を図るために当社オリジナルの新ブランド住宅の開発を進め、新しい顧客層を獲得していきます。

c 営業体制の強化

営業支援システムを活用し、個人の能力やノウハウに過度に頼らない営業体制を構築します。営業行動や消費者のニーズを定量定性の両面から捉え科学的に分析し、当社グループが長年培ってきた強みと相応させることにより、マネジメントの強化と若手営業社員の早期育成を実現します。

また、非対面型営業体制の確立に向けて「在宅VR見学会」や「オンライン家づくり相談会」の開催はもちろん、ホームページやSNSを活用したオウンドメディアの強化とWEBマーケティングを推進し、当社グループの商品性を消費者に認めていただけるよう差別化を図ります。

(2) 経営基盤の強化

a 内部統制の強化

企業の継続的發展を図るために、内部統制の行き届いた管理体制を強化していく必要があると認識しております。そのため、当社グループの定める内部統制基本方針の遵守及びコンプライアンス最優先の企業経営に努めてまいります。

b 財務管理体制の健全化

当社グループの資金調達は、主に分譲用地等の開発に関わるプロジェクト資金によるものであります。安定した資金調達を実施するために好立地な用地の仕入の強化と適正な在庫管理を実施することで資金の安定化を図ってまいります。

c 原価管理体制の強化

当社グループの主要な原価は材料費と外注費であります。徹底したコストダウンを図るために材料仕入価格の交渉、外注管理の徹底と工期の短縮、設計・施工技術の高度化を図ることで生産性を向上し、利益確保に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末日現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

<全事業共通>

(1) 複数の事業を展開していることについて

当社グループは、複数の事業を展開することによって、事業リスクを分散し、収益機会を拡げることができると考えており、今後も新規事業に積極的に進出してまいります。しかし、既存事業において収益見通しによっては売上高を一時的に縮小したり、事業から撤退したりする可能性があります。そのため、事業別の売上高構成や主力事業が変更される可能性があり、事業内容の変更に伴って当社グループの属する業界や当社グループの業績に重要な影響を与える可能性のある外部要因の範囲も変化する可能性があります。

(2) 人材の確保・育成について

当社グループでは、人材が重要な経営資源と考えており、事業の拡大に向け優秀な人材の確保が重要な課題となります。今後、計画通りに採用が進まなかった場合においては、事業展開が計画通りに進まず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（３）特定地域に対する依存等について

当社グループは三重県、愛知県、岐阜県、滋賀県で事業展開を行っておりますが、地震等の災害が発生し、本社社屋及び営業所の損壊などによる営業の一時停止や、道路網の寸断、交通制御装置の破損等により事業の運営が困難になった場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し経済環境が悪化した場合には、修繕の必要性や、多額の費用が発生する可能性があります。当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、同地域において人口減少により居住世帯数が減少した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

（４）自然災害等によるリスク

大規模な地震や台風等の自然災害が発生した場合、被災した当社グループの建築現場の補修、お客様の建物の点検、自社保有設備の修理に加え、被災したお客様への支援活動などにより、多額の費用が発生する可能性があります。また、社会インフラの大規模な損害で建築現場の資材などの供給が一時的に途絶えることで、工事着工・工事進捗に影響が生じ、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

（５）大株主及び当社代表取締役社長について

当社の代表取締役社長前野一馬は、当社の創業者及び経営の最高責任者であり、前野一馬の資産管理会社である株式会社フロンティアとあわせて、当連結会計年度末日現在、当社株式を実質的に 61.5%所有する大株主であるとともに、経営においても重要な役割を担っております。当社グループでは、過度な依存を回避すべく、会議体での重要な意思決定の徹底、組織としての管理体制の強化、マネジメント層の採用・育成を図っておりますが、現時点において当該役員に対する依存度は高い状況にあるといえます。そのため、何らかの理由により同氏が当社グループの経営を行うことが困難な状態となり、また、後任となる経営層の採用・育成が進展していなかった場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。尚、大株主である前野泰広、前野圭亮は代表取締役社長前野一馬の親族であり、前野一馬、株式会社フロンティア、前野泰広、前野圭亮の持分を合計すると、当社株式の 99.4%となります。

（６）個人情報等の管理について

当社グループでは、物件を購入又は購入の検討をいただくお客様をはじめとする様々な個人情報を取り扱っております。これらの情報管理については、規程の整備や社員等への周知徹底に努めております。しかしながら、不測の事態によって個人情報が漏洩した場合には、当社グループの社会的信用が低下し、またその対応のための費用が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

（７）有利子負債への依存について

当社グループの事業には多額の投資が必要であり、当社グループは、これら投資資金の大部分を金融機関からの借入金に依存してきました。当連結会計年度末における当社グループの総資産に占める有利子負債の割合は 64.0%、支払利息は 44,544 千円となっております。今後の金利変動によっては、支払利息の負担が増加して財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

（８）配当政策について

当社グループでは、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、現状において当社グループは成長拡大の過程であると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当するため配当を実施しておりません。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら配当を検討する方針ですが、配当の実施及びその時期等については現時点では未定であります。

(9) 訴訟等について

当社グループは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが販売する住宅において、瑕疵等の発生、工事期間中における近隣からのクレーム、介護サービスにおける事故等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 新型コロナウイルス感染症の影響について

新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う経済活動の制約は依然として先行き不透明な状況にあります。当社グループでは、屋内での三密回避、「在宅VR見学会」および完全予約制の「オンライン家づくり相談会」の開催等、感染防止と拡大防止に向けた取り組みを強化しておりますが、当社グループにおいて集団感染等が発生した場合や国内経済が長期に停滞した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

戸建住宅事業

(1) 法的規制について

当社グループが行なっております戸建住宅事業(注文住宅業務、分譲住宅業務、不動産販売業務)は、「建設業法」に基づいた建設業者としての許可を受けております。また、宅地建物取引業者として、「宅地建物取引業法」に基づく免許を取得し事業を行っております。

許可名	番号	有効期限	取消条項
特定建設業許可	国土交通大臣許可 (特-29)第 23752 号	自 2018 年 1 月 25 日 至 2023 年 1 月 24 日	建設業法第 3 条
宅地建物取引業免許	国土交通大臣 (3)第 7429 号	自 2017 年 2 月 10 日 至 2022 年 2 月 9 日	宅地建物取引業法 第 66 条及び第 67 条

当社グループの申請が基準に適合しない場合や、事業活動において違反行為が生じた場合には、営業の停止又は許可の取消という行政処分が下される恐れがあり、万が一、当該基準に抵触するようなことがあれば、事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 景気動向や不動産市況の影響について

当社グループの事業は、景気動向、金利動向、及び地価動向によって購買者の購入意欲や需要動向に影響を受けやすいため、景気の先行き悪化や大幅な金利の上昇、地価の上昇及び下落、の動向に大きく左右される傾向があります。そのため、これらの動向次第では当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 不動産関連税制の変更について

将来において、不動産関連税制が変更された場合に、不動産取得・売却時のコストの増加、また住宅購入顧客の購買意欲減退等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 住宅瑕疵担保責任保険について

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により、住宅供給者は新築住宅の構造上主要な部分及び雨水の浸水を防止する部分について 10 年間の瑕疵担保責任を負っております。当社グループは、販売した物件に意図せざる瑕疵が生じた場合に備えるため、住宅瑕疵担保責任保険に加入しておりますが、販売件数の増加に伴い、当社グループの品質管理に不備が生じた場合には、クレーム件数の増加や保証工事の増加等により、賠償額がかかる住宅瑕疵担保責任保険の補償金額を上回る可能性があります。当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 不動産在庫リスクについて

当社グループは、住宅建設用地を仕入れ、造成・開発を行い、分譲地として販売しておりますが、景気動向、金利動向、地価動向及び税制等の急激な変化等に伴い、当社グループの販売計画の遂行が困難となり、分譲地在庫の増加、造成・開発期間の遅延及び棚卸資産の評価損が発生する可能性があります、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(6) 建築資材・人件費等の高騰に関するリスクについて

建築資材・人件費等の高騰は仕入価格や工事原価の上昇を招きますが、それらの上昇価格を販売価格に転嫁できない場合は、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 土壌汚染について

土地の所有者等は「土壌汚染対策法」により、法令の規定によって特定有害物質による土壌汚染の状況の調査、報告及び汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。当社グループでは住宅建設用地の取得の際に、土壌汚染の状況について事前に全てを認識できないことや土壌汚染が発見されても、売主がその瑕疵担保責任を負担できないことがあります。そのため、取得した用地に土壌汚染が発見された場合、当初の事業スケジュールの変更や追加費用の発生等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

飲食事業

(1) 法的規制について

当社グループは、「食品衛生法」に基づき、所管保健所から飲食店営業許可を取得し、すべての店舗に食品衛生管理者を配置しております。また、各店舗では、店舗運営マニュアルに基づき衛生や品質に対する管理を徹底しております。しかしながら、万が一、食中毒等が発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

また、「食品衛生法」の他、「食品循環資源の再生利用等に関する法律」、「健康増進法」等の法的規制があります。これらの法的規制が強化され、その対応のため新たなコストが発生した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 食材の調達・価格の高騰について

当社グループは、店舗で使用する食材について食材卸業者を通じて、また、飲食については主に飲料専門の卸業者を通じて仕入しております。しかしながら、仕入業者がなんらかの理由により、食材や飲料を調達できなくなった場合、食材価格の大幅な高騰があった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

介護事業

(1) 法的規制について

介護保険法は施行後5年に一度法律全般が改定され、また、3年に一度介護報酬改定が行われることになっております。今後当社グループにとって不利な法令や介護報酬の改定があった場合、当社グループが現在行っている介護事業の活動に支障をきたし、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 介護事業の業界環境について

介護保険制度は、2000年4月の施行以来、在宅サービスをを中心にサービス利用者が急速に拡大する中で、老後の安心した生活を支える仕組みとして定着してきました。また、少子高齢化が進むなかで、今後も介護サービスの利用者は増加基調が続くと予想されます。このため、介護関連ビジネス市場は今後も拡大が予測される一方で、他産業に比べて参入障壁が低いことから、医療法人や社会福祉法人といった非営利法人だけでなく、株式会社等の営利法人も参入しております。このような業界環境のため今後競争激化がした場合、当社グルー

ブの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 介護施設の安全管理・健康管理・事故対策等について

当社グループが運営する介護サービスの利用者様は高齢者が多いことから、転倒や誤嚥等によってお客様の生命に関わる重大な事故に発展する可能性があります。また、グループホーム等においては、食事や入浴等の介護サービスが行われており、食中毒、集団感染等の危険度は相対的に高いと考えられます。

当社グループでは介護手順や事故防止対策等について、従業員の訓練や業務マニュアルの整備・遵守を行っておりますが、万一、事故や食中毒等が発生し管理責任が問われた場合には、各施設における事業の存続に重大な影響を受け、当社グループ全体の業績にも影響を与える可能性があります。

<その他>

J-Adviser との契約について

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社グループではフィリップ証券(株)を2016年4月22日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、2016年4月28日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社グループ株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社グループ株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社グループ(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)(以下「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力

を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む)についての書面による報告を受けた日)。

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行す

る買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

当社グループは、前連結会計年度（2019年8月1日から2020年7月31日まで）の連結財務諸表を作成していないため、前連結会計年度に係る比較情報は記載しておりません。

（1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす見積りおよび仮定を用いておりますが、これらの見積りおよび仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積りおよび仮定のうち、重要なものについては、「第6 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

（2）財政状態の分析

当連結会計年度末における資産につきましては4,537,767千円となりました。負債につきましては、4,165,169千円となりました

（流動資産）

流動資産は、3,240,694千円となりました。現金及び預金949,051千円、販売用不動産1,415,410千円が主な内容であります。

（固定資産）

固定資産は、1,297,073千円となりました。建物及び構築物597,687千円が主な内容であります。

（流動負債）

流動負債は、1,994,640千円となりました。これは短期借入金490,471千円、未成工事受入金691,932千円が主な内容であります。

（固定負債）

固定負債は2,170,529千円となりました。長期借入金1,991,346千円が主な内容であります。

（純資産）

純資産につきましては372,597千円となりました。資本剰余金507,500千円及び利益剰余金△192,402千円が主な内容であります。

（3）経営成績の分析

（売上高）

当連結会計年度における売上高は6,027,054千円となりました。

(売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は4,139,873千円となり、売上総利益は1,887,181千円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、1,858,237千円となりました。主な内訳は、給料手当553,244千円等であります。

(営業損益)

当連結会計年度における営業利益は28,943千円となりました。

(経常損益)

当連結会計年度における営業外収益は52,265千円、営業外費用は58,445千円であり、経常利益は22,763千円となりました。

(当期純損益)

特別損失が31,160千円であり、税金等調整前当期純損失は8,397千円となりました。当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は5,328千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における固定資産の設備投資は、桑名本社の倉庫新設の投資等であり 56,283 千円でした。

2【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

2021 年 7 月 31 日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員 数(名)
			建物、 構築物	機械 及び装置	車両運搬 具、工具 器具及び 備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合 計	
桑名本社 (三重県桑名市)	戸建住宅 事業、そ の他	事務所、 倉庫、シ ョールー ム等	80,654	—	5,736	41,574 (2,113.59)	4,250	132,214	65(4)
宙乃台所海津店 (岐阜県海津市)	飲食 事業	店舗他	77,220	—	635	50,443 (875.92)	—	128,299	3(34)
宙乃台所大安店 (三重県いなべ市)	飲食 事業	店舗他	69,572	2,553	1,483	— (—)	—	73,609	3(11)
春日井展示場 (愛知県春日井市)	戸建住宅 事業	モデルハウ ス兼事務所	2,919	—	—	— (—)	47,437	50,356	4(1)

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の()外数は、パートタイマー、アルバイトの人数で、年間の平均雇用人員を 1 日 8 時間、1 ヶ月 22 日で換算しております。

3. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
彦根展示場(滋賀県彦根市)	戸建住宅事業	住宅展示場	15,600
草津展示場(滋賀県草津市)	戸建住宅事業	住宅展示場	15,600
大垣展示場(岐阜県大垣市)	戸建住宅事業	住宅展示場	13,200
津展示場(三重県津市)	戸建住宅事業	住宅展示場	13,200
春日井展示場(愛知県春日井市)	戸建住宅事業	住宅展示場	13,200

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2021年7月31日)	公表日現在発行数(株) (2021年10月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,000,000	4,390,000	1,610,000	1,610,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	6,000,000	4,390,000	1,610,000	1,610,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2017年7月31日 (注)	110,000	1,610,000	27,500	57,500	27,500	507,500

(注) 2017年7月31日を払込期日として、第三者割当増資により110千株増加しました。

有償第三者割当110千株 発行価格500円 資本組入額250円

(6)【所有者別状況】

2021年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	4	6	—
所有株式数(単元)	—	—	—	5,810	—	—	10,290	16,100	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	36.1	—	—	63.9	100	—

(7) 【大株主の状況】

2021年7月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社フロンティア	三重県桑名市多度町下野代 900番地	580,900	36.1
前野 一馬	三重県桑名市	409,900	25.4
前野 泰広	三重県桑名市	308,800	19.2
前野 圭亮	名古屋市緑区	300,300	18.7
浅野 豊美	岐阜県羽島市	10,000	0.6
フジ建材株式会社	三重県桑名市志知1100-2	100	0.0
計	—	1,610,000	100.0

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,610,000	16,100	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,610,000	—	—
総株主の議決権	—	16,100	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社グループでは、株主に対する利益還元を経営上の基本理念として認識し、経営環境を鑑み、業績の推移状況及び中長期経営計画に基づき財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当社は、毎年1月31日を基準日とする中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。この剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当連結会計年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第17期	第18期	第19期
決算年月	2019年7月	2020年7月	2021年7月
最高(円)	—	—	—
最低(円)	—	—	—

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2021年2月	2021年3月	2021年4月	2021年5月	2021年6月	2021年7月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

5【役員の状況】

男性9名 女性1名（女性比率—％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役社長	最高経営責任者	前野 一馬	1949年6月21日生	1967年3月 1978年12月 1987年5月 1989年1月 1990年8月 2003年6月 2009年2月 2010年10月 2016年5月 2016年7月 2017年7月 2018年3月	阿倉川工業所入社 個人事業者として、やまぜん開発を設立 (株)やまぜん開発設立、代表取締役就任 (株)太陽不動産設立 (現(株)アプロワールド)代表取締役就任 (有)太陽設計(現(株)フロンティア) 代表取締役就任(現任) 当社設立 代表取締役社長就任 (株)アプロワールド代表取締役退任 (株)Inspire Japan設立代表取締役就任 (株)Inspire Japan代表取締役退任 (有)安寿会取締役就任 (有)安寿会取締役退任 当社代表取締役社長 兼最高経営責任者就任(現任)	(注) 1	(注) 5	990,800
取締役副社長 執行役員	飲食事業 部門・介護事業 部門管掌	浅野 豊美	1962年12月14日生	1985年7月 1999年7月 2003年8月 2010年10月 2011年10月 2017年7月 2018年3月 2019年8月	(株)愛高建設入社 (株)やまぜん開発入社 当社に転籍 当社取締役就任 当社常務取締役就任 当社専務取締役就任 当社取締役専務執行役員就任 当社取締役副社長執行役員就任(現任)	(注) 1	(注) 5	10,000
取締役副社長 執行役員	経営管理 統括部門 管掌	澤田 博明	1959年3月5日生	1979年4月 2013年11月 2017年7月 2018年2月 2018年3月 2019年8月	大同メタル工業(株)入社 中部カーサービス(株)入社 当社入社、管理部長就任 当社経営管理統括部長就任 当社取締役 経営管理統括部長就任 当社取締役副社長執行役員就任(現任)	(注) 1	(注) 5	—
取締役 専務執行 役員	分譲住宅 事業部 門・不動産事業部 門管掌	前野 泰広	1977年2月5日生	1995年4月 2000年4月 2000年11月 2002年3月 2003年6月 2003年8月 2009年2月 2017年7月 2018年3月 2019年6月	(株)元木屋入社 (株)光和入社 (株)やまぜん開発入社 取締役就任 (株)アプロワールド入社 当社取締役就任 (株)アプロワールド取締役就任 同社代表取締役就任 当社常務取締役就任 当社取締役専務執行役員就任(現任) (株)アプロワールド代表取締役社長就任 (現任)	(注) 1	(注) 5	308,800
取締役 専務執行 役員	注文住宅 事業部門 管掌	国分 嘉美	1962年12月22日生	1986年3月 1987年10月 2013年2月 2013年4月 2017年7月 2018年2月 2018年3月 2019年8月 2019年10月	(株)コックス入社 (株)一条工務店入社 当社入社 当社三重営業所長就任 当社取締役就任 当社第三住宅事業部長就任 当社取締役辞任 上席執行役員就任 当社専務執行役員 注文住宅事業部長就任 当社取締役専務執行役員 注文住宅事業部長就任(現任)	(注) 1	(注) 5	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
取締役	社長室長	本郷 幸也	1962年5月9日生	1990年4月 1994年3月 2004年4月 2006年4月 2014年6月 2021年8月 2021年10月	大東京火災海上株式会社 入社 大東京火災海上株式会社 代理店開業 スモリ工業 入社 スモリ工業取締役 就任 ライブフォー株式会社設立 同代表取締役就任 当社入社 当社取締役就任 (現任)	(注) 1		—
常勤 監査役	—	大橋 孝	1951年8月26日生	1975年4月 2000年1月 2000年7月 2004年10月 2012年9月 2018年6月 2018年8月 2019年10月	日興証券㈱入社 アイラック㈱入社 ㈱日本テレネット入社 東海東京証券㈱入社 ㈱マキテック入社 当社入社 当社内部監査室長就任 当社常勤監査役就任 (現任)	(注) 2	(注) 5	—
監査役	—	佐野 正人	1953年3月10日生	1980年10月 1985年9月 2003年7月 2006年12月 2007年6月 2007年12月 2008年7月 2012年6月 2013年7月 2016年8月 2020年3月	監査法人伊東会計事務所 入所 米国アーサーヤング会計事務所 出向 みすずコンサルティング株式会社 代表取締役就任 佐野公認会計士事務所所長就任 (現任) サン電子株式会社 監査役就任 株式会社宇佐美組 監査役就任 太陽A S G 有限責任監査法人 (現 太陽有限責任者監査法人) パートナー就任 Gellbrite Mobile Synchronization Ltd. Director 就任 サン電子株式会社 取締役就任 太陽有限責任監査法人 顧問就任 当社監査役就任 (現任)	(注) 2	(注) 5	—
監査役	—	岩崎 功	1958年2月1日生	2003年11月 2021年10月	メンターシステム有限会社 (現 ラン チェスター経営三重有限会社) 設立、 同代表取締役就任 (現任) 当社監査役就任 (現任)	(注) 2		—

- (注) 1. 取締役の任期は、2020年7月期に係る定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する2022年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
2. 監査役任期は、2021年7月期に係る定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する2025年7月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。なお、任期途中に退任する監査役の後任として選任される監査役の任期は、当社定款の規定により当該退任監査役の任期満了の時までとなります。
3. 取締役前野泰広は、代表取締役社長前野一馬の長男であります。
4. 代表取締役社長前野一馬の所有株式数は、㈱フロンティアが所有する株式数580,900株を含めた実質所有株式数を記載しております。
5. 2021年7月期における役員報酬の総額は67,266千円を支給しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が急変する現代社会において、企業が安定的に成長し続けていくためには、適正利益と適正規模でバランス経営を目指す健全性、人材の育成と獲得による資源の確保、お客様に満足頂けるサービスの提供が必要最低限と認識しております。コーポレート・ガバナンスの実効性を高め、法令遵守を徹底していただける会社こそ、社会環境から求められる企業であり、ステークホルダーの皆様へ公正な経営情報を、適時かつ正確に開示してまいります。

①会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

a. 取締役会

当社の取締役会は、6名で構成され、経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督しております。また執行役員制度を導入しており、意思決定の迅速化を図るため執行役員に権限委譲を行っております。取締役会は原則毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催しております。

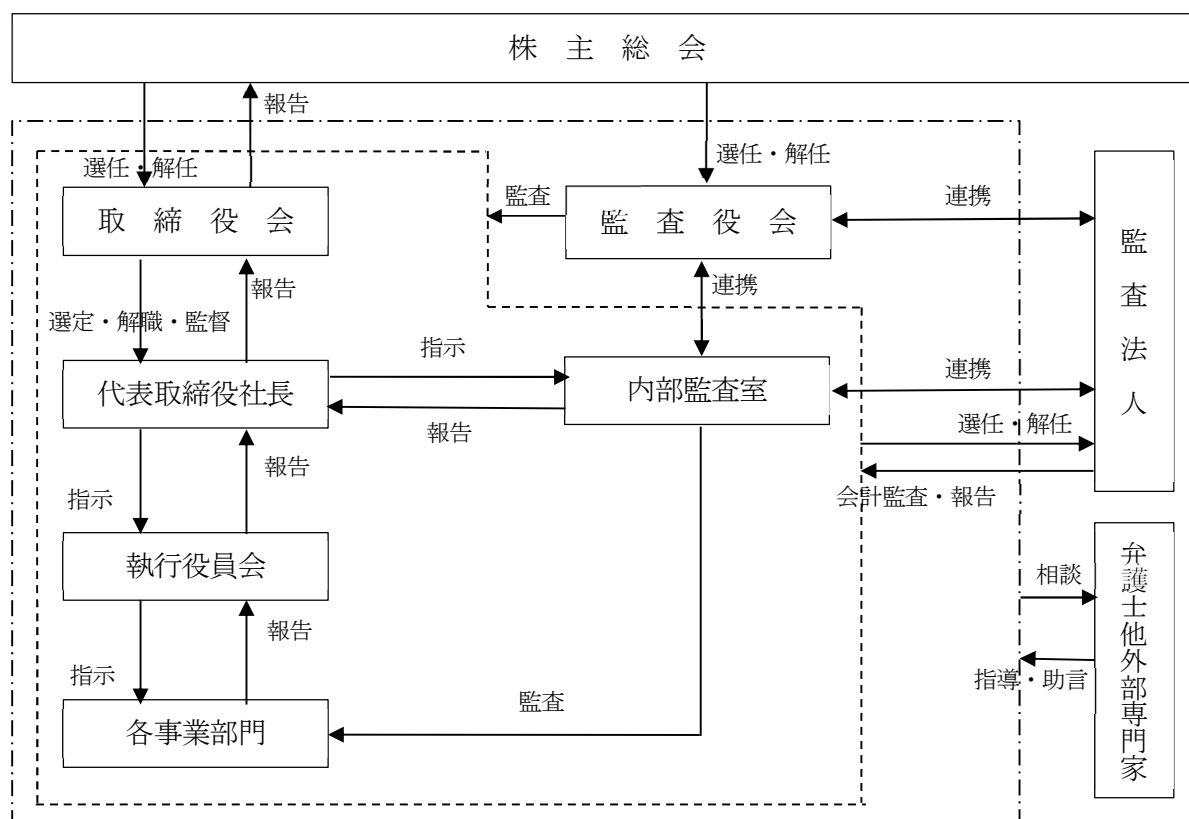
b. 執行役員会

当社の執行役員会は11名で構成され、取締役会で定められた重要な業務執行の審議、決定をしております。執行役員会は原則毎月一回開催、その他必要に応じて臨時に開催しております。

c. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役を2名の3名で構成され、監査役会を原則毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催しております。また、監査役全員は取締役会に、また常勤監査役は執行役員会をはじめ重要会議に出席し、取締役及び執行役員の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

d. 当社の経営上の意思決定、業務執行、監査及び内部統制の仕組みは、下記のとおりであります。



e. 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- i. 取締役が法令・定款および当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置づけ、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス管理規程」等を定めるものとします。
- ii. コンプライアンスの徹底をはかるため、担当取締役を任命し管理監督を行います。
- iii. 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、取締役会に報告するものとします。
- iv. コンプライアンスの担当取締役は業務執行部門の責任者を部門責任者として配置し、事務局との連携により、実効性の確保に努めます。
- v. 取締役は、適正な財務報告書を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し財務報告の適性を確保するため、財務報告書の作成過程において虚偽記載ならび誤故障が生じないよう実効性のある内部統制を構築します。
- vi. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応します。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- i. 「文書管理規程」に基づき、管理責任者は次の各号に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を関連資料とともに保存します。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・その他取締役の職務執行に関する重要な文書
- ii. 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理についても「文書管理規程」に基づき適正に保存・管理します。
- iii. 当社が保存または管理する電磁的記録については、「情報セキュリティー管理規程」に基づきセキュリティーを確保し、情報の破損や外部への流出を防止します。
- iv. 取締役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を必要に応じ、取締役会に報告させることが出来るものとします。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i. リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき全社として一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施します。
- ii. 事業部門は、その担当事業に関するリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
- iii. スタッフ部門は、その担当事項に関するリスク把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針および対策を決定し、リスク管理を適切に実施するとともに、担当事項に関して事業部門が行うリスク管理を横断的に支援します。
- iv. 事業部門およびスタッフ部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行が阻害されるリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施します。
- v. 内部監査室は、事業部門およびスタッフ部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行います。
- vi. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、執行役員において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告します。
- vii. 内部監査室は、リスク管理体制およびリスク管理の実施状況について監査を行います。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 取締役会は権限分配を含めた効率的な業務遂行システムを構築し、職務執行の効率化・迅速化を図ります。
- ii. 業務運営に関する個別経営課題については、実務的な観点から常勤の取締役、重要な部門長によって構成される執行役員会において審議します。経営に関する重要事項については、その審議を経て取締役会

において職務の執行の決定を行います。

iii. 職務執行に係る権限の委譲に関する規程を定め、必要な手続きを経て承認を得た範囲内で権限委譲を行うことにより、取締役の職務執行の効率化を図ります。

ホ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- i. 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
- ii. 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

ヘ. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。

ト. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i. 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席します。
- ii. 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を報告させることができるものとします。
- iii. 監査役は、月 1 回定時に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行います。監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じます。

f. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、組織上、内部監査室を設置し、各事業部門の業務を監査することとしております。各事業部門の監査結果並びに改善点につきましては、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっており、改善状況について後日フォローアップにより確認しております。なお、2020 年 7 月期におきましては、前内部監査室長の常勤監査役への就任後、内部監査室長を選任できずに適切な内部監査の実施に支障がありましたが、2021 年月期は内部監査室長が選任され、上述の内部監査を実施できる体制となっております。

監査役監査は、監査役全員が取締役会に、常勤監査役が執行役員会をはじめ重要会議に出席し、適宜必要な意見を述べるとともに、常勤監査役は業務執行上の重要書類等の確認、取締役との面談等を行い、その結果を監査役会に報告する体制をとっております。また、監査法人とも適時面談を行い、連携して監査の質的向上に努めております。

g. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき監査を受けております。なお 2021 年 7 月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、犬飼宗次氏の 2 名であり、いずれも継続監査年数は 7 年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士 5 名その他 5 名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

②リスク管理体制の整備の状況

当社グループのリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として人事総務室が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするための助言・指導を受ける体制をとっております。

③社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外監査役は 2 名を選任しております。

佐野正人氏は公認会計士であり、会計および税務に関する専門的知見を有しており、当社社外監査役就任後、取締役会にて各種経営提言の実績もあります。同氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

岩崎功氏は三重県産業支援センター、商工会、商工会議所などの専門家スタッフなどを歴任し、幅広い知見を有しております。同氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を選任しておりません。当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的に検討してまいりたいと存じます。また、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任しております。

④役員報酬の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役(社外取締役を除く)	54,666	54,666	—	—	5
監査役(社外監査役を除く)	4,500	4,500	—	—	1
社外役員	8,100	8,100	—	—	3

ロ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員の報酬等の額につきましては、株主総会の決議により、取締役全員及び監査役の報酬総額の上限額を決定しております。

取締役の報酬は、株主総会の承認により決定された報酬総額の限度内において、業績及び職位等に応じて決定しております。

監査役の報酬は、株主総会の承認により決定された報酬総額の限度内において、業績及び職位等に応じて決定しております。

⑤取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑥取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑦株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑧取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役(取締役であったものを含む。)及び、監査役(監査役であったものを含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑨自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができ

る旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑩中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることが出来る旨を定款に定めております。

⑪株式の保有状況

該当事項はありません。

(2)【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

最近連結会計年度の前事業年度		最近連結会計年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
12,000	—	12,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、監査人数、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得た上で監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)及び「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)により作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当社は、前連結会計年度(2019年8月1日から2020年7月31日まで)の連結財務諸表を作成していないため、前連結会計年度に係る比較情報は記載しておりません。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2020年8月1日から2021年7月31日まで)の連結財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位:千円)

		当連結会計年度 (2021年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2	949,051
売掛金		11,629
完成工事未収入金		32,968
販売用不動産	※2	1,415,410
未成工事支出金		543,103
原材料及び貯蔵品		6,606
その他		281,924
流動資産合計		3,240,694
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	※1, 2	597,687
土地	※2	165,952
リース資産(純額)		199,958
その他(純額)		49,548
有形固定資産合計		1,013,147
無形固定資産		28,173
投資その他資産	※3	255,751
固定資産合計		1,297,073
資産合計		4,537,767

(単位:千円)

当連結会計年度
(2021年7月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	7,973
工事未払金	324,914
短期借入金	※2 490,471
1年内償還予定の社債	30,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 174,007
リース債務	71,483
未払法人税等	3,737
賞与引当金	17,000
未成工事受入金	691,932
その他	183,121
流動負債合計	1,994,640
固定負債	
社債	5,000
長期借入金	※2 1,991,346
リース債務	140,722
資産除去債務	24,463
その他	8,997
固定負債合計	2,170,529
負債合計	4,165,169
純資産の部	
株主資本	
資本金	57,500
資本剰余金	507,500
利益剰余金	△192,402
株主資本合計	372,597
純資産合計	372,597
負債純資産合計	4,537,767

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位:千円)

		当連結会計年度 (自 2020年 8 月 1 日 至 2021年 7 月 31 日)
売上高		6,027,054
売上原価		4,139,873
売上総利益		1,887,181
販売費及び一般管理費	※1	1,858,237
営業利益		28,943
営業外収益		
受取手数料		6,991
受取保険金		5,613
助成金収入		10,389
その他		29,270
営業外収益合計		52,265
営業外費用		
支払利息		44,544
金融手数料		12,600
その他		1,300
営業外費用合計		58,445
経常利益		22,763
特別損失		
固定資産除却損		20,527
店舗閉鎖損失		10,633
特別損失合計		31,160
税金等調整前当期純損失(△)		△8,397
法人税、住民税及び事業税		3,913
法人税等還付税額		△17,639
法人税等合計		△13,725
当期純利益		5,328
親会社株主に帰属する当期純利益		5,328

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
当期純利益		5,328
包括利益		5,328
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益		5,328

③【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	57,500	507,500	△175,153	389,846	389,846
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			5,328	5,328	5,328
連結範囲変動による減少	—	—	△22,576	△22,576	△22,576
当期変動額合計	—	—	△17,248	△17,248	△17,248
当期末残高	57,500	507,500	△192,402	372,597	372,597

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失(△)	△8,397
減価償却費	154,515
受取利息及び受取配当金	△13
助成金収入	△10,389
支払利息及び社債利息	44,544
金融手数料	12,600
固定資産除却損	20,527
店舗閉鎖損失	10,633
売上債権の増減額(△は増加)	△37,839
販売用不動産の増減額(△は増加)	△434,534
未成工事支出金の増減額(△は増加)	△90,433
前渡金の増減額(△は増加)	△4,426
長期前払費用の増減額(△増加)	△12,364
仕入債務の増減額(△は減少)	55,168
未払金の増減額(△は減少)	8,177
未払消費税等の増減額(△は減少)	△8,926
預り金の増減額(△は減少)	3,727
未成工事受入金の増減額(△は減少)	40,781
その他	△3,393
	△260,043
利息及び配当金の受取額	13
利息の支払額	△44,544
補助金の受取額	10,389
金融手数料の支払額	△12,600
法人税等の支払額	△3,841
法人税等の還付額	17,639
営業活動によるキャッシュ・フロー	△292,986
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△55,600
有形固定資産の取得による支出	△32,826
無形固定資産の取得による支出	△9,694
関係会社株式の取得による支出	△5,500
保険積立金の積み立てによる支出	△5,903
保証金の差し入れによる支出	△2,932
その他	954
投資活動によるキャッシュ・フロー	△111,502

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	119
長期借入れによる収入	750,000
長期借入金の返済による支出	△228,404
社債の償還による支出	△70,000
リース債務の返済による支出	△65,717
セール・アンド・リースバックによる収入	128,024
割賦債務の返済による支出	△10,920
財務活動によるキャッシュ・フロー	503,100
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	98,611
現金及び現金同等物の期首残高	762,568
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	5,471
現金及び現金同等物の期末残高	※ 866,651

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1 社

(2) 連結子会社の名称 (株)アプロワールド

(連結の範囲の変更)

当社は、前連結会計年度において非連結子会社であった(株)アプロワールドの重要性が増したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(3) 非連結子会社の数 2 社

(4) 非連結子会社の名称

(株)ナゴヤセントラル

(有)土舎

(連結の範囲から除いた理由)

上記の非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益持分に見合う額及び利益剰余金持分に見合う額等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用していない非連結子会社の数 2 社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称

(株) ナゴヤセントラル

(有) 土舎

(持分法を適用しない理由)

上記の非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式及び関係会社出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

② 販売用不動産及び未成工事支出金

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

③ 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～34年
構築物	5～50年
機械及び装置	6～15年
車両運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	2～6年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度内の算定期間に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取引日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しています。

(重要な会計上の見積)

1. 飲食事業の店舗固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

店舗固定資産（有形固定資産及び無形固定資産） 246,204千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

飲食事業における各店舗で計上される固定資産は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗毎にグルーピングを行い、減損の兆候を判定しております。減損の兆候があると認められる場合には、各店舗から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として計上しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、中期経営計画を基礎として、各店舗の事情を反映した店舗予算によっております。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響については、1 年程度の一定期間は、影響が継続しつつもやがて収束し、経済も回復に向かっていくという前提としております。

固定資産の減損損失の認識・測定に利用する見積りは、今後の新型コロナウイルス感染症の状況に加え、他の将来の不確実な経済状況や市場価額の変動によって影響を受ける可能性があり、将来の経営成績等が見積りと乖離した場合には、固定資産の評価に影響を与え、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度に計上した金額

繰延税金資産 26,792 千円（繰延税金負債と相殺前の金額）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、資産および負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額の一時差異に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異が将来の税金負担額を軽減することができると認められる範囲で計上しております。

繰延税金資産の回収可能性については、翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積り額に基づく一時差異等のスケジューリングにより判断しております。翌期の一時差異等加減算前課税所得は、経営者によって承認された翌年度予算、過去の課税所得の発生状況、タックスプランニング等により評価を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の終息時期等を正確に予測することは困難な状況にあると考えており、現状の状況が 1 年程度の一定期間継続するという仮定に基づき見積りを行っております。なお、課税所得が生じる時期及び金額は、今後の新型コロナウイルスの感染状況に加え、他の将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた金額が見積りと異なった場合には、回収可能であると判断される繰延税金資産の金額が変動し、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022 年 7 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2019 年 7 月 4 日）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第 9 号 2019 年 7 月 4 日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年7月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により会計上の見積りが困難な状況にありますが、固定資産の減損会計及び繰延税金資産の回収可能性等の見積りについては、一定期間にわたり新型コロナウイルス感染症の影響が継続しつつもやがて収束し、経済も回復に向かうという仮定に基づいて会計上の見積りを行っております。

なお、この仮定は不確実性が高いため、収束が大幅に遅延し、影響が長期化した場合には、将来において財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (2021年7月31日)
減価償却累計額	1,004,900千円

※2 担保に供している資産及び担保付債務

	当連結会計年度 (2021年7月31日)
現金及び預金	35,280千円
販売用不動産	876,240
建物	343,849
土地	161,803
投資その他資産（長期性預金）	10,000
合計	1,427,173

(上記に対応する債務)

	当連結会計年度 (2021年7月31日)
短期借入金	490,471千円
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金も含む)	775,984
合計	1,266,455

※3 非連結子会社株式及び関連会社株式

	当連結会計年度 (2021年7月31日)
投資その他の資産(関係会社株式)	5,500千円
投資その他の資産(関係会社出資金)	3,000千円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
給料手当	553,244
賞与引当金繰入額	12,676
賃借料	198,916

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額
該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,610,000	—	—	1,610,000
合計	1,610,000	—	—	1,610,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)
現金及び預金勘定	949,051千円
預入期間が3ヶ月を超える預金	△82,399
現金及び現金同等物	866,651

(リース取引関係)

当連結会計年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として展示場における、建物等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権の売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリング実施し、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

買掛金及び工事未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

当連結会計年度(2021年7月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	949,051	949,051	—
(2) 売掛金	11,629	11,629	—
(3) 完成工事未収入金	32,968	32,968	—
資産計	993,648	993,648	—
(1) 買掛金	7,973	7,973	—
(2) 工事未払金	324,914	324,914	—
(3) 未払法人税等	3,737	3,737	—
(4) 短期借入金	490,471	490,471	—
(5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,165,353	2,166,170	816
(6) 社債(1年内償還予定を含む)	35,000	35,037	37
(7) リース債務(1年内返済予定を含む)	212,205	208,430	△3,774
負債計	3,239,655	3,236,735	△2,920

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金、(3) 完成工事未収入金

連結貸借対照表計上額は、帳簿価額から、これに対応する貸倒引当金を控除した後の金額を記載しております。また、貸倒引当金は担保及び保証による回収見込額等に基づき計上しており、貸倒引当金控除後の帳簿価額と近似していることから、当該価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 工事未払金、(3) 未払法人税等、(4) 短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)、(6) 社債(1年内償還予定を含む)、

(7) リース債務(1年内返済予定を含む)

これらの時価は、元利金の合計額を、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2021 年 7 月 31 日)
関係会社株式	5,500
関係会社出資金	3,000
差入保証金	68,938
合計	77,438

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の表に含めておりません。

(注) 3. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
短期借入金	490,471	—	—	—
長期借入金(1 年内返済予定を含む)	174,007	1,269,247	722,099	—
社債(1 年内償還予定を含む)	30,000	5,000	—	—
リース債務(1 年内返済予定を含む)	71,483	140,722	—	—
合計	765,961	1,414,969	722,099	—

(有価証券関係)

当連結会計年度(自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(連結貸借対照表計上額は関係会社株式 5,500 千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、確定拠出型の制度として、中小企業退職金共済法に基づく中小企業退職金制度に加入しております。

ます。

2. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度への拠出額は、当連結会計年度 7,976 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2021年7月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	5,737千円
販売用不動産評価損	64,250
減価償却超過額	14,932
資産除去債務	8,256
関係会社株式評価損	2,780
繰越欠損金	238,062
その他	2,887
繰延税金資産小計	336,907
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金(注)	△238,062
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△70,487
評価性引当額小計	△308,549
繰延税金資産合計	28,358
繰延税金負債	
資産除去費用	△4,382
その他	△2,256
繰延税金負債合計	△6,639
繰延税金資産純額	21,718

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度 (2021年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (※1)	3,853	33,285	33,944	2,277	33,114	131,586	238,062
評価性引当額	△3,853	△33,285	△33,944	△2,277	△33,114	△131,586	△238,062
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	(※2) —

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金 238,062 千円 (法定実効税率を乗じた額) は、回収不能と判断し繰延税金資産を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度 (2021年7月31日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事業所等の土地賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を、また、住宅展示場のリース契約に基づき、賃借期間終了時に賃借建物を解体する義務等を有しているため、当該義務に関し資産除去債務を計上しています。

また、ハウジングセンター等の建物賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る義務を資産除去債務として認識していますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、建物賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は5年から9年、割引率は0.0%から0.2%を採用しています。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)
期首残高	23,852 千円
資産除去債務の発生に伴う増加額	1,496
時の経過による調整額	27
資産除去債務の履行による減少額	△912
期末残高	24,463

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度(自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「戸建住宅事業」は、主に戸建住宅及び注文住宅の施工及び販売と不動産の売買を行っております。

「飲食事業」は、主に外食店舗の運営等を行っております。

「介護事業」は、グループホーム等の運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則及び手続に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)

(単位:千円)

	報告セグメント			連結財務諸表 計上額
	戸建住宅事業	飲食事業	介護事業	
売上高				
外部顧客への売上高	5,548,851	266,682	211,520	6,027,054
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—
計	5,548,851	266,682	211,520	6,027,054
セグメント利益 又はセグメント損失(△)	52,776	△30,601	6,768	28,943
セグメント資産	3,727,769	524,172	285,825	4,537,767
その他の項目				
減価償却費	121,748	23,042	9,724	154,515
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	55,218	1,065	—	56,283

(注) セグメント利益又はセグメント損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)

(単位：千円)

	戸建住宅事業	飲食事業	介護事業	合計
当期償却額	—	—	1,851	1,851
当期末残高	—	—	5,092	5,092

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主

(単位：千円)

種類	氏名	職業	議決権の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	前野一馬	当社代表取締役社長	被所有 直接 25.4%	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	90,000	—	396,796

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 当社は、銀行借入に対して代表取締役社長 前野一馬より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(1 株当たり情報)

当連結会計年度 (自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)	
1 株当たり純資産額	231 円 43 銭
1 株当たり当期純利益	3 円 31 銭

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日)
1 株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	5,328
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	5,328
普通株式の期中平均株式数(株)	1,610,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株やまぜん ホームズ	第4回 無担保社債	2016年3月25日	30,000 (30,000)	—	0.20	なし	2021年3月25日
株やまぜん ホームズ	第5回 無担保社債	2016年9月26日	15,000 (10,000)	5,000 (5,000)	0.20	なし	2021年9月24日
株やまぜん ホームズ	第6回 無担保社債	2016年11月25日	15,000 (10,000)	5,000 (5,000)	0.32	なし	2021年11月25日
株やまぜん ホームズ	第7回 無担保社債	2017年7月27日	20,000 (10,000)	10,000 (10,000)	0.65	なし	2022年7月25日
株やまぜん ホームズ	第8回 無担保社債	2017年8月25日	25,000 (10,000)	15,000 (10,000)	0.33	なし	2022年8月25日
	合計	—	105,000 (70,000)	35,000 (30,000)	—	—	—

(注) 1 () 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2 連結決算日後5年間の償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
30,000	5,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	490,471	1.1	—
1年以内に返済予定の長期借入金	174,007	1.2	—
1年以内に返済予定のリース債務	71,483	2.4	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,991,346	1.2	2022年～ 2035年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	140,722	2.4	2022年～ 2027年
合計	2,868,030	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)
長期借入金	390, 110	475, 659	305, 541	97, 935
リース債務	55, 278	45, 957	37, 257	1, 696

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の 100 分の 1 以下であるため、連結財務諸表規則第 92 条の 2 の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年7月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日 毎年1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません
単元未満株式の買取り 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL http://www.yamazen-k.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月29日

株式会社やまぜんホームズ

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市中区

代表社員 公認会計士 新開 智之 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 犬飼 宗次 印

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社やまぜんホームズの2020年8月1日から2021年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社やまぜんホームズ及び連結子会社の2021年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。